

●香川県告示第188号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月8日

香川県知事 池田 豊人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県知事 池田 豊人

(2) 事業場の所在地及び名称

香川県坂出市江尻町1355番地

香川県坂出合同庁舎

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種 類		洗浄施設	
能 力		①100L 1基、②25L 1基、③100L 1基、 ④100L 1基、⑤50L 1基、⑥120L 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続8時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	①～⑥5.8～8.6	①～⑥5.0～9.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	①～⑥10	①～⑥20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	①～⑥15	①～⑥30
	浮遊物質質量 (mg/L)	①～⑥15	①～⑥30
	窒素含有量 (mg/L)	①～⑥40	①～⑥50
	りん含有量 (mg/L)	①～⑥4	①～⑥5
	大腸菌数 (CFU/ml)	①～⑥300	①～⑥800
	六価クロム化合物 (mg/L)	①～⑥ND	①～⑥ND
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	①～⑥ND	①～⑥ND
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	①～⑥ND	①～⑥ND
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		0.25 (6基分)	0.5 (6基分)

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No. 1	
排水水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	15	30
	浮遊物質 (mg/L)	15	30
	窒素含有量 (mg/L)	40	50
	りん含有量 (mg/L)	4	5
	大腸菌数 (CFU/ml)	300	800
	六価クロム化合物 (mg/L)	ND	ND
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	ND	ND
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	ND	ND
排水水の量 (m ³ /日)		46	92

他に雨水専用排水口が2か所ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年8月8日から同月29日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市市民生活部生活環境課